

大腸がん検診精密検査実施協力医療機関 登録制度

I. 目的

- 1 大腸がん検診に必要とされる精密検査実施方法及び精度管理の向上。
- 2 一次検診機関との連携確立。
- 3 精密検査医療機関の指定による要精検者の利便と精検受診率の確保。
- 4 大腸がん検診精密検査結果についての確実な把握。

II. 登録の条件

- 1 大腸がんの診断・検査に習熟した医師が担当すること。
大腸がん精密検査を担当する医師は、消化器関係施設等（自機関を含む）において十分な経験・研修歴を有すること。
- 2 自機関において、①全大腸内視鏡検査、又は② S 状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線（二重造影法）検査の①②いずれかが実施可能であること。
- 3 精密検査に耐え得る大腸内視鏡検査並びに大腸 X 線検査が出来ること。
- 4 所属市郡医師会会長の推薦があること。
（但し、県生活習慣病検診等管理指導協議会大腸がん部会（以下、「部会」という）の承認をもって推薦にかえることができる。）

III. 登録の期間

- 1 登録の期間は、部会において登録が承認された日の翌年度の4月1日から2年間とし、2年に一回定期更新するものとする。
但し、定期更新以外で登録（7月、11月、3月）されたものについては、承認された日から次期定期更新までの期間とする。
- 2 上記IIの条件を満たさなくなった場合は、登録を取り消すものとする。

IV. 登録の遵守事項

- 1 精密検査の結果は、大腸がん精検記録表により、必ず鹿児島県医師会または一次検診機関へ報告すること。（記録票の提出がないと後日未受診者として追跡調査の対象となります。）
- 2 症例により、部会から求められたときは、X 線写真・内視鏡写真等の資料を提出

すること。

- 3 生検・ポリペクトミー（内視鏡的切除）・手術症例は、病理組織診断まで報告すること。（他機関での手術を含む。）
- 4 追跡調査に積極的に協力すること。
- 5 がん登録等の推進に関する法律第6条第1項のがん届出対象情報の届出が義務づけられている医療機関にあたっては、当該義務を遵守すること。
また、同法に基づく知事の指定を受けていない診療所にあつては、積極的に指定申請を行うよう努めること。
- 6 担当医師等は、部会が指定する研修会に出席すること。
- 7 登録条件等に変更を生じた時は、その旨を県医師会あて報告すること。

IV. その他の必要事項は細則により定める。

V. 登録後の措置

申請書に基づき部会の審査を経て登録された精密検査実施協力医療機関については、鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会が刊行する「鹿児島県大腸がん検診精密検査実施協力医療機関名簿」に載せ、事業の実施主体である市町村は、その名簿に従い要精検者に対し利便を図るものとする。

.....*.....*

大腸がん検診精密検査実施協力医療機関 登録申込要領

申込医療機関は、所定の申請書を所属医師会を経て鹿児島県医師会地域保健課まで送付する。

医師会に属さない医療機関については、直接鹿児島県保健福祉部健康増進課へ申請する。